

平成28年度第2回独立行政法人造幣局契約監視委員会議事概要

開催日時及び場所 平成28年12月27日(火) 13時30分～14時30分 造幣局会議室

委員 松川 正毅 (大阪大学 名誉教授、大阪学院大学法学部 教授) (委員長)
神部 裕之 (独立行政法人造幣局 監事)
初岡 直子 (独立行政法人造幣局 監事)

審議対象 個々の契約案件の事後点検【平成28年度上期(4月～9月)】

- (1) 新規の随意契約となった案件 2件
- (2) 2か年度連続一者応札・応募契約となった案件 5件
 - ・うち一般競争入札で一者応札のもの (2件)
 - ・うち公募で一者応募のもの (3件)
- (3) 合理化計画の実施状況の点検
 - ・契約全体の一覧表による点検
- (4) 随意契約における予定価格の適正性及び価格合理性の担保に係る点検
 - ・随意契約及び一者応札・応募契約におけるいわゆる落札率(契約金額/予定価格)による点検

委員からの意見・質問、それに対する回答等

下記のとおり

委員会による意見の具申又は勧告の内容

特になし

意見・質問	回答
『個々の契約案件の事後点検』について (新規の随意契約となった案件) ・対象案件2件は、ともに貨幣製造における機械の修理であるが、早急に修理をしないと	・故障した機械は2件とも貨幣製造ライン等に入っている機械で、その製造能力から

意見・質問	回答
<p>重大な影響が生じるものであったのか。</p> <p>・緊急に修理が必要とされる目安となる日数はどのように考えているのか。</p> <p>(2か年度連続一者応札・応募契約となった案件)</p> <p>・黄銅円形(貨幣材料)の調達は、現在1者だけであるとのことだが、この会社に対応できなくなる等のリスクをどのように考えているか。</p> <p>・クレジットカードの利用による貨幣セット等の信用販売に係る加盟店契約における「当該契約に係る権利を有する者」とは何か。</p>	<p>早急に修理を行わないと貨幣製造に支障をきたすことから、造幣局契約事務規程第26条第1項第6号の規定に基づき、緊急随契を行ったものである。</p> <p>・状況によって考え方は変わるが、例えば1台しかない機械が故障した場合であれば、稼働停止中は製造できなくなることから、故障次第直ちに修理が必要と考える。複数台で稼働している機械のうち1台が故障した場合であれば、正常稼働している機械の製造能力や在庫数量等から製造数量が計画に達しなくなる日数を計算し、それ以上稼働停止になると判断した場合は、その日数以内に緊急で修理が必要と考える。</p> <p>・1つのリスク分散として、銅系の貨幣材料は広島支局の一貫工程で製造できる設備を保有していることから、ある程度の量であれば造幣局内製で対応できることがフェールセーフティであると考えます。</p> <p>・本契約はJCB、American Express、Diners Clubの3種類のクレジットカードの加盟店契約を締結するものであるが、この3ブランドのクレジットカードを取り扱うことができる会社が「当該契約に係る権利を有する者」となる。このうち、JCBブランドについては、国内で(株)ジェーシービーのみが取り扱うことができる会社</p>

意見・質問	回答
<p>(合理化計画の実施状況の点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧東京支局がさいたま市へ移転する際に契約した引越しは役務の提供と考えられるが、工事一式として契約している理由は何か。 <p>(随意契約における予定価格の適正性及び価格合理性の担保に係る点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の適正性及び価格合理性の担保の点検は、締結ベースで行っているところであるが、なかには契約変更により金額が変わることも考えられる。その際の点検はどのようにすべきか。 	<p>となることから、公募で1者応募の契約となったものである。なお、VISA、Masterについて信用販売を設けているが、これらのブランドは国内でも複数の会社が加盟店契約を行うことができることから、一般競争入札で調達しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な引越しであれば役務の提供と考えられるが、本契約は貨幣製造等に係る機械設備の移設、いわゆる据え付け工事も含まれることから、移転に伴う移設工事一式として契約したものである。 ・契約変更により契約金額が変わった場合は変更内容に応じて予定価格も変更するので、端数の処理等により率が変わることはあるが、調達した時点での契約が適正であれば問題ないと判断している。内容が大幅に変わり契約金額が増大するような場合は、そもそも契約変更で対応するのではなく、一旦契約を破棄して新たに契約を締結すべきと考えることから、その際は改めて適正な契約であるかを点検していただくことになる。また、変更内容が小幅（少額の契約変更）であれば、当初契約の補足の範囲と考えられることから、当初契約の段階で価格合理性が担保されていればそれが継続されると判断している。従って、改めて点検していただく必要はないと考える。